

人権教育・啓発推進行動計画の進捗状況資料 全事業

重要課題 1. 同和問題

＜方針＞

- ① 差別意識の解消に向け、すべての人の基本的人権を尊重していくために、発達段階に即した人権教育・啓発に取り組む。
- ② 同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」を排除するため、積極的な情報提供に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努める。

施策	内容	担当課	H30 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権一般の普遍的な視点からの人権教育・啓発の推進	学校や企業における生涯学習等のあらゆる機会を通して教育・啓発活動の推進を図り、人権尊重の精神を醸成する。	市民協働推進課	「人権週間」期間(12/4～12/10)に伴い、人権擁護委員による小・中学生を対象とした人権啓発講話を実施。(市内 10※小学校・4 中学校) 中学生を対象に啓発物品を配布。 ※吉田東小は校長との打ち合わせ、緑小は全校集会での委員紹介及び校長打ち合わせのみ	講話に際し、学校で人権に関する催しや集会のテーマを設けているかどうかや、児童や生徒の年齢にも考慮し、興味を持って話を聞くことができるようテーマを設定している。
			市民の人権意識の高揚を目的とし、人権啓発パンフレットを作成、広報 12 月号に掲載し各戸配布および庁舎内に設置。	人権週間にあわせて、広報 1 ページを使った特集を組み市内に広く啓発を行った。
		学校教育課	授業参観や学校・学年通信等をとおして学校で推進する人権教育を紹介し、保護者と共通理解のもとで人権教育を推進した。	各学校において、人権教育担当者を中心に、年間を通して計画的に、さまざまな人権教育に関するトピックを紹介した。
	市民、市職員に対し、人権に関する研修会や講演会、講座等の学習機会の提供に努める。	市民協働推進課	人権意識の高揚を図るための講演会、研修会に職員が参加。 主催：部落解放愛する会栃木県連合会 7/5(木)～6(金) 幹部職員研修 2 名参加 9/18(火)～19(水) 女性職員研修 2 名参加 11/21(水)～22(木) 一般職員研修 10 名参加 10/19(金) 人権講演会 30 名参加 演題：部落差別解消推進法を学ぶ 講師：奥田 均氏(近畿大学人権問題研究所教授)	研修会に参加する職員に対し、事前に県作成の同和問題に関するリーフレットを配付し、基礎知識の確認を促している。
			生涯学習文化課	人権教育講演会を開催。 主催：下野市・下野市教育委員会 日時：12/1(土) 演題：命と人権の重さを測る 講師：江川 紹子氏(ジャーナリスト) 対象：人権擁護・人権推進審議会・民生・教育・社会教育・公民館運営審議会・図書館協議会・ふれあい学習推進協議会の委員、PTA 会員、学校教職員、一般市民、行政職員 計 230 名

			<p>地域社会において人権教育を推進していく指導者の養成と資質の向上を図るための研修として、下都賀地区人権フォーラムへ、市民・職員延べ 84 名が参加。</p> <p>5/31(木) 栃木市藤岡文化会館</p>	<p>(県主催事業)</p> <p>多くの職員が参加できるよう、全庁的に参加を呼びかけ、各課 1 名の出席とした。</p>
		生涯学習文化課	<p>高齢者学級を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国分寺公民館「寿大学」 日時:5/17(木) 参加者:43 名 ●石橋公民館「グリム大学」 日時:9/5(水) 参加者:16 名 ●南河内公民館「ゆうがお大学」 日時:7/12(木) 参加者:31 名 ●南河内東公民館「ゆうがお大学(吉田教室)」 日時:1/17(木) 参加者:20 名 	<p>高齢者学級の講座のひとつとして、講師を下都賀教育事務所職員に依頼し、人権教育に関する講話や映画の視聴を行った。</p>
施策	内容	担当課	H30 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権の擁護のための相談事業の実施	人権擁護委員及び関係機関と連携した相談業務を実施する。	社会福祉協議会	<p>人権擁護委員・民生委員等による相談業務(心配ごと相談)を実施。</p> <p>南河内公民館・図書館:毎月第 1~4 金曜日 石橋公民館:毎月第 1~4 月曜日 ゆうゆう館:毎月第 1~4 火曜日 H30 相談件数:55 件</p>	<p>相談員を民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員で構成しており、多方面にわたる相談に対応している。</p>
		市民協働推進課	<p>「人権週間」に合わせ、特設相談所(心配ごと相談)を開設。</p> <p>ゆうゆう館:12/4 南河内図書館:12/7 石橋公民館:12/10</p>	<p>相談所を市内 3 か所で開設し、相談しやすい環境づくりに努めた。</p>
えせ同和行為対応についての啓発推進	事業所、企業への啓発に努める。	商工観光課	<p>7/23(月)立地企業連絡協議会総会で、法務省が発行した同和問題に関するパンフレットを 150 部配布。</p>	<p>市内企業等が集まる総会でパンフレットを配布することで、効率的な情報発信に努めた。</p>
	関係機関との連携を図る。	市民協働推進課	<p>広報しもつけ 8 月号にて、えせ同和行為に関する注意喚起文を掲載。</p>	<p>広報掲載について、表現に不適切な点が無いか確認を行っている。</p>
		総務人事課	<p>他市町で不当要求等が発生した場合、下野警察署より情報提供される体制となっている。また、事例が発生した場合には、その旨報告を行う。</p> <p>H30 該当事例なし。</p>	<p>情報共有により、事件発生時の被害を未然に防ぐ体制をとっている。</p>

重要課題 2. 女性

<方針>

- ① 「第二次下野市男女共同参画プラン」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、性別による人権侵害の防止や固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を行うとともに、女性の参画や男女が共に働きやすい環境づくりを促進する。
- ② DVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV 対策基本計画)に基づき、被害防止や被害者の保護に取り組む。

施策	内容	担当課	H30 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進	市内イベント、講演会等において、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動を推進する。	市民協働推進課	男女共同参画週間に関連して6月の広報紙で特集記事を掲載し、6/1～6/29 に市内3か所でパネル展示を行った。(庁舎1階ロビー、南河内図書館、石橋図書館)	パネル展示にあわせてシールアンケートや感想ノートを設置し、市民が参加できる展示とした。
			家庭での男女共同参画をテーマに啓発事業を実施。 6/28(土) 男女共同参画のつどい in しもつけ(プチセミナー・映画「サバイバルファミリー」上映) 計162名 7/23(月) 女性活躍推進ガイドブック配布150部(立地企業連絡協議会総会) 11/2(金) 男女共同参画推進セミナー 講師:山田 亮氏(家事ジャーナリスト・スーパー主夫) 演題:「楽家事でワーク・ライフ・バランス!～ワーク家事をライフ家事にする方法～」 対象:市民、市職員(小山定住自立圏共生ビジョン提携市町含む) 計102名 託児実施:7件	つどいでは、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれず協力することについて取り上げた。夏休み時期に子どもも楽しめる映画を上映することで、若年層を呼び込んだ。 また、セミナーでは主夫の視点からライフスタイルの提案を行い、仕事と家庭の両立の基礎となるコミュニケーションの大切さをPRした。平日開催のため託児を行い、小さい子どもを持つ主婦層が参加しやすいよう配慮した。
			男女共同参画情報紙を発行した。(H30.9、H31.3) 各号19,000部印刷 市内公共施設、各戸及び中学生対象に配布。	幅広い年齢層にわかりやすいテーマを取り上げている。シェアリングの記事作成については、市民や中学生への取材により、市民の意見を取り入れて啓発を行っている。
	女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発を推進する。	こども福祉課	DV ホットラインを2名の女性相談員により実施。	H28より複数対応による相談業務の体制強化を図り、女性に対する暴力の根絶に資した。
	あらゆるハラスメントやストーカ防止のための啓発を推進する。	市民協働推進課	DV 相談窓口周知のためのカードやリーフレット等を市内各機関に配置し広報した。 広報紙でコラムを掲載し意識啓発を行った。(4～12、2月号 H31より偶数月のみ)	カードは具体例を用いて、デートDVの解説等を行っている。商業施設等にも設置依頼を行い、トイレ等の周りの目を気にかけることなく手に取れる場所に設置するようにしている。

重要課題 3. 子ども

<方針>

- ① 近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、「子育て応援しもつけっ子プラン」に基づいて地域・家庭・学校と連携した子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに努め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図り、いじめ・暴力等の問題に対する取組を推進する。
- ② 児童虐待への対応について、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童対策に取り組む。

施策	内容	担当課	H30 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	市民に対する「子どもの権利条約」の趣旨や理念及び内容の普及に努める。	こども福祉課	<p>オレンジリボンキャンペーン事業(8～11月)として、8/21に虐待防止講演会を開催。 テーマ:「子ども虐待の防止とその後のアフターケアについて ～おせっかいは、子どもを救う～」 講師: 田村 隆氏(とちぎユースアフターケア事業協同組合事務局長) 対象者: 一般市民、要保護児童地域対策協議会関係職員、市内各幼稚園・認定こども園・保育園職員 計79名 会場: 下野庁舎3階会議室</p> <p>11月の児童虐待防止月間中に実施される市内イベント会場等で、児童虐待防止に関する啓発用品の配布等を実施。 11/4 芋煮会 会場: 天平の丘公園 11/24 福祉フェスタ 会場: ゆうゆう館 11月中 市内児童館(5箇所) 子育て支援センターつくし</p>	虐待の相談窓口を啓発し、虐待の早期発見・早期支援に結び付けるよう、講演会・市内イベント会場での普及啓発活動に加え、子育て世代が利用する児童館、公立の子育て支援センターでも啓発グッズを配布し、普及に努めた。
		生涯学習文化課	<p>差別のない明るいまちづくりを目指して、市民を対象に人権講座を開催した。</p> <p>①12/4(火)「自分らしく生きる～性別違和を乗り越えて」 加藤 幹保氏(日本LGBT協会理事) 人数: 34名</p> <p>②12/11(火)「性教育と人権～子どもを取り巻くメディアの性情報対策」 渡辺 真由子氏(星槎大学大学院客員教授 メディア学者/ジャーナリスト) 人数: 36名</p> <p>③1/22(火)「希望って何ですか? 貧困の中の子ども」 山崎 一洋氏(下野新聞社真岡総局長) 人数: 38名</p> <p>④1/29(火)「障がい者の人権を考える～目指せ心のバリアフリー」 山口 健一氏(下都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事) 人数: 40名</p>	<p>みんなが住みやすいまちづくりを目的として、市民の人権意識の向上のための学習機会の提供を目的とした。</p> <p>一つのテーマだけでなく、幅広い最近の社会課題となっている人権問題に焦点を当てた。</p>

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
	人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、個性を生かす教育の推進を図る。	学校教育課	子ども未来プロジェクトの活動を通して、いじめをしない・させない・見逃さない雰囲気づくりに努めた。啓発物品の配布を行った。	子ども未来プロジェクト生徒会交流会や児童生徒交流会での交流、情報交換を実施した。
		市民協働推進課	「人権の花」運動の実施。 児童が協力して花を栽培することにより、児童の思いやりの心を育てた。 配布物：花の苗、看板、花用の土 ①祇園小 5/30 ②石橋小 6/6 ③国分寺小 6/22 ④細谷小 6/25 ⑤薬師寺小 6/27 ⑥緑小 6/28	全校集会での実施となったため、全学年が理解できるようにいじめや人権に関する講話を行った。
防止・解消を目指す虐待、いじめ、不登校の子どもに対する虐待、いじめ、不登校の子どもに対する虐待、いじめ、不登校の 防止・解消を目指した相談・支援体制の充実	学校をはじめとして地域や関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努める。	こども福祉課	要保護児童の早期発見及びその適切な保護または要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関、団体等と情報や考え方を共有し、事業を進めた。 代表者会議：年 2 回(7/19、11/22) 実務者会議：年 5 回(7/20、7/27、10/26、12/15、3/18)	市内の小中学校と連携を図るために定期的に学校訪問を実施したほか、児童虐待防止初期対応研修会として、市内保育園・認定こども園・幼稚園職員を対象に、園で虐待を発見した時の対応方法やその後の支援について研修会を開催した。
		学校教育課	学校教育サポートセンターの巡回訪問により、学校との情報交換を密にした。	家庭訪問では、なるべく複数で訪問し、情報が固定化しないよう努めた。
		学校教育課	各学校にて、アンケート調査による問題(いじめ)の把握、担任による児童生徒一人ひとりの教育相談(年 2～3 回)を行った。	アンケート調査の自由記述欄に記入している子が周囲に分からないよう、全員に何かを書かせる工夫を行った。
		健康増進課	妊娠届出時は全妊婦に対し、出生届時には全保護者に対して、保健師または助産師の面接の継続実施を行った。 支援の必要な方に対しては、保健師及び心理職が面接・訪問指導を継続実施。 乳幼児健診においても、虐待の早期発見または予防対策としての視点で、子育てアンケートの継続及び心理職による子育て相談を実施した。	児童虐待の予防、早期発見・早期介入の観点から妊娠届出時の面接や乳幼児健診時の子育てアンケートは効果的である。 支援の必要な方に対しては、状況に応じて、電話、面接、家庭訪問等において時間や場所に配慮した。
		市民協働推進課	人権擁護委員および法務局と連携し、「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布・周知した。(配布：6 月 市内 12 小学校・4 中学校・1 特別支援学校)	6 月に「人権の花」運動を行う小学校は、併せて SOS ミニレターの案内をすることで、困った時の相談手段として利用を意識付けている。
	学校サポートセンターの活動やスクールカウンセラー等の相談員による相談体制の充実を図る。	学校教育課	児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー 4 名を中学校に配置し、小学校へも定期的に訪問することで教育相談体制の充実を図った。 教育相談員の配置：学校教育サポートセンターに臨床心理士 3 名、コーディネーター 1 名、ケースワーカー 2 名、適応指導教室相談員 3 名、特別支援・就学相談員 1 名、児童生徒相談員 1 名を配置した。	児童生徒、保護者、教職員からの相談のほかに、必要に応じて児童生徒の発達検査を行い、支援の充実につながった。 各種相談員との連携を強化し、個別で面談を行い児童生徒が安心して学べる場を整えたりすることで、教育相談の充実を図った。

重要課題 4. 高齢者

<方針>

- ① 高齢者の自立支援と生きがいを促進するため、「下野市高齢者保健福祉計画」に基づき、生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努める。
- ② 多様なサービスを提供する地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者との交流等による福祉教育を充実、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進する。
- ③ 関係機関・団体と連携し、認知症高齢者等の権利の擁護及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組む。

施策	内容	担当課	H30実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進	すべての世代が支え合う意識の醸成を図り、高齢者の人権問題に関する教育や啓発を推進する。	学校教育課	学校教育において、児童生徒の発達段階に即しながら、特別活動や総合的な学習の時間等に高齢者福祉施設等の訪問を行い、高齢者との交流を通して人権尊重についての理解を深めた。また各教科等の年間指導計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。	児童生徒が福祉施設訪問する際、個人情報の取り扱いを指導した。
		高齢福祉課	認知症の理解を深めるため、小・中・高・大学生、各団体等に向けて、認知症サポーター養成講座の継続実施を行った。併せて、認知症サポーター養成講座受講修了者(希望者)に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催し、更なる認知症への理解を深め、地域で見守りできる人材を育成した。	認知症の人と家族を支えるためには、地域の理解と見守りが不可欠であり、認知症サポーター養成が重要である。ステップアップ講座修了者には、ボランティアとして認知症事業への協力を積極的に依頼している。
			認知症の方やその家族、地域住民などが集える場として、新たに認知症カフェを開設し、認知症の理解をさらに深めた。	カフェを開設する中で、地域住民、ボランティア等の参加も多く、認知症理解に加え、温かい交流の場になっている。

施策	内容	担当課	H30実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
高齢者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進	認知症高齢者への対応や、虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進する。	高齢福祉課	各地域包括支援センターと連携し、虐待が疑われるような世帯の介護者からニーズを聞き取りし、各種サービスの利用を支援した。	高齢者本人の意思決定を尊重した支援を心掛けた。
			4月の自治会長会議において「高齢者虐待の早期発見について」の説明を行い、自治会長や民生委員に地域の見守り活動を強化してもらい、連携を図った。	高齢者の身近な存在である自治会長や民生委員に対し周知し、虐待の早期発見による高齢者本人の権利の養護に努めた。
			高齢者見守りネットワーク事業推進研修会を開催した。 日時:2/15(金) 対象:協定事業所、石橋消防署、下野警察署、配食サービス事業所、生活支援コーディネーター、包括支援センター	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の方々の日頃のさりげない見守りが必要となる。研修会を開催することで見守りに関する趣旨確認、課題の共有を図り、ネットワーク強化に努めた。また、警察署員による振り込め詐欺の現状と抑止対策についての啓発にも取り組み、高齢者の権利擁護活動にも努めた。
			高齢者虐待ネットワーク運営委員会を開催した。 日時:3/26(火) 対象:運営委員(民生委員、自治会連合会、小山地区医師会、市内介護支援事業所、市内介護関係施設、下野警察署、石橋消防署、司法書士会、宇都宮地方法務局栃木支局、栃木県南健康福祉センター、消費生活センター、下野市社会福祉協議会、下野市地域包括支援センター、下野市健康福祉部長、各代表者)	関係機関の代表者に対し、国・県・市の虐待の状況の周知を行うほか、個別案件での対応についても情報共有し、各機関における早期の対応による高齢者の支援について協力体制の強化を図った。
	認知症高齢者等の権利侵害や虐待防止のための取組、支援するための成年後見制度や権利擁護を促進する。	高齢福祉課	包括支援センターにおいて、権利擁護の相談対応及び家族介護者等への支援を継続実施した。	家族介護者の交流会を開催するなどし、高齢者の置かれている現状について介護者間での情報共有を図り、高齢者自身の権利の養護に努めた。
			成年後見制度利用に関するパンフレット等を活用しながら、高齢福祉課及び地域包括支援センターにおいて相談対応等を行った。 身寄りのない認知症高齢者や経済的虐待を受けている高齢者に対し市長申立ての支援を行い、低所得者の市長申立て経費や後見人等の報酬の助成を継続した。	判断能力の低下した高齢者に対し、高齢者本人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行った。

重要課題 5. 障がい者

<方針>

- ① 「下野市障がい者福祉計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指す。
- ② 障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努める。
- ③ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要とする福祉サービスや支援の充実に図る。

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
教育の充実及び交流・触れ合いの促進	学校教育や生涯学習において、福祉教育の充実を図る。	学校教育課	児童生徒の発達段階に即しながら、教科指導・特別活動・道徳、総合的な学習の時間等を通じて、障がい者の人権尊重や正しい知識について理解を深めた。各教科等の年間計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。	障がいのある児童生徒の在籍する学級や学校での、授業の取り扱いについて配慮した。
			特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校との交流、アイマスク体験、白杖体験、車椅子体験などを実施した。	体験学習の実施により、相手意識や思いやりの心の育成に努めた。
	スポーツや文化活動、各種イベント等を通じて障がいのある方との交流を促進する。	高齢福祉課	高齢者及び障がい者、子ども達が一堂に会して交流する機会として、ふれあい福祉運動会を実施した。 ①10/4(木) 南河内地区 ②10/12(金) 石橋地区 ③10/19(金) 国分寺地区	高齢者及び障がい者、子ども達が一堂に会して交流を図ることで、障がい者の理解を深め、お互いを思いやる心を育てる機会とし、多くの市民の参加のもと開催することができた。
		社会福祉課	県や社会福祉協議会との共催行事への参加を促し、交流の機会を推進した。	聴覚障がい者等が参加しやすいよう、手話通訳者の派遣など情報支援を行った。
障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進	障がい及び障がい者についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための情報提供や啓発活動を推進する。	社会福祉課	心の病気について理解を深め、精神障がい者に寄り添うことを目的として、メンタルヘルスボランティア養成講座を開催した。 年 2 回 ①7～9月の木曜(全4回) ②11～1月の木曜(全4回) 参加者:市民 ①19名 ②18名	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
	交流事業や講座等を通して市民の人権意識の高揚を図る。		地域活動支援センターゆうがおにおいて、精神障がい者の理解をさらに深めるための体験機会の場などの提供を実施した。	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
相談・支援体制の充実、権利擁護の推進 障がい者に対する虐待防止対策や	虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進、相談事業などの支援体制の充実を図る。	社会福祉課	市障がい者相談支援センターを中心に、障がい者相談支援機関と連携し、虐待防止に努めた。 また、地域自立支援協議会において、虐待防止法による通報届出(障がい者虐待)を取り上げ、参加委員全体の啓蒙を図った。	障がい者が住み慣れた場所で安心して暮らすため、家族や施設職員など、障がい者にとって身近な支援者に対する理解促進を図った。
	障がい者の権利擁護を促進する。		障がいについて、地域の人への普及・啓蒙のため地域自立支援協議会と連携した啓発活動を行った。 講演会:2回(①1/23 ②12/6) 内容:①子どもたちの発達特性の理解とその特性に寄り添った関わり ②医療的ケア児とその家族を支える取組みから考える共生社会への道 参加者:障がい児者の支援を行っている者、市民 ①100名、②40名	市民に広く周知することにより、障がい者の権利擁護についての理解を深めるよう取り組んだ。
			障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関するパンフレットについて、12月の障がい者週間において配布する等、普及啓発活動を実施した。	

重要課題 6. 外国人

<方針>

- ① 差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努める。
- ② 在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努める。

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進	日本語教室等の交流事業を推進することで日本語学習する機会の拡充を図る。	市民協働推進課	国際交流協会において、日本語教室を南河内会場(グリーンタウンコミュニティセンター)、石橋会場(石橋公民館)で開催した。 開催日:毎週土、日曜日および10月以降の毎週水曜日 受講者:下野市・近隣市町在住の外国人 開催回数:225回 延べ受講者数:1,619名	ボランティア講師が市内及び近隣市町に住む外国人に日本語を教えている。生徒が通いやすいよう場所と時間を追加・調整した。男女のボランティア講師があり、受講しやすい雰囲気づくりに努めている。
			日本語スピーチ発表会を開催し、日本語教室に通っている在住外国人の日頃の学習の成果と日本で生活する上での感想を発表する場を設けた。 開催日:2/17(日) 参加人数:約120名	当日のプログラムに読み仮名を使用し、外国人にも伝わりやすいように配慮した。また、発表者と来場者とが楽しめるアトラクション・茶話会を行い、相互理解と交流の機会を設けた。
			在住外国人と日本人の交流を促進するためティーパーティーを開催し、日本語教室で学習している在住外国人を招待することにより、地域住民と外国人の交流の場を設けた。 ①7/15(日) 30名参加 ②1/20(日) 35名参加	夏は外国文化の理解、冬は日本文化の理解をテーマに設定し、調理や食事による交流を行った。 日本語教室の外国人には積極的に声掛けを行っている。
	行政サービス等生活に必要な情報について多言語による情報提供の促進に努める。	総合政策課	市ホームページをH28年3月にリニューアルし、Google翻訳を採用。103か国語に対応。	多様な外国人に対応できるよう、103か国語に対応できるGoogle翻訳を採用している。
		市民協働推進課	(公財)栃木県国際交流協会において、多言語による相談事業を実施している。在住外国人から相談があった際には、本事業を紹介した。	国際交流員や語学が堪能な職員の対応のほか、市国際交流協会所有の翻訳機の利用によって、適切に案内ができるよう努めた。

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
国際感覚を深める教育・啓発の推進	国際理解のための国際交流員によるイベントや講座等の開催・周知に努める。	市民協働推進課	ドイツ国籍の国際交流員を配置し、市内保育園 6 施設及び市内外の小中学校 3 校と、公民館講座の高齢者学級への派遣要請に応じて、国際理解のための授業や講座を行った。	市内外を問わず、また保育園児から高齢者までを対象として、地域における国際理解の推進を図った。
			国際交流員によるアドベンツカレンダー作りや料理教室等のイベントを年 5 回開催した。	国際交流員のイベントには多くの親子に参加いただき、老若男女が国際交流に触れるきっかけ作りを行った。
	学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実に努め啓発活動を推進する。	学校教育課	子連れの方でも気軽に英語を通して交流できるママパパ English サロンを月に 2 回開催した。	乳幼児を連れての参加も可とし、英会話に気軽に触れることができる機会を提供している。
			[姉妹都市との交流促進及び次代を担う青少年の国際感覚の醸成を目的として、姉妹都市へ中学生を派遣している。] 3 年に一度の実施のため、H30 実施なし。	—
			ALT(外国人外国語指導助手)は市内中学校 4 校全てと、小学校 2 校を拠点校として配置。JTE(日本人外国語指導助手) 3 名は全校に派遣し、児童生徒の英語力向上を図った。	身近に外国人がいることで国際理解教育を常日頃から実践できるような授業や活動を取り入れた。
			各教科(特に社会科)や道徳等で外国人の人権問題に関する内容を取り扱い、理解を深めた。	差別や偏見の意識をもたぬよう指導の工夫を行った。

重要課題 7.HIV 感染者等

<方針>

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えていくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組む。

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
推進と正しい知識の普及 エイズ教育(性教育)の	エイズに関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。	健康増進課	集団検診の会場となる保健福祉センター等の市内 4 か所において、栃木県県南健康福祉センターで実施している「HIV 抗体検査」の周知を図った。	電話等で相談があった場合も、プライバシーに配慮し無料・匿名で HIV 抗体検査が受けられる旨を案内している。
		学校教育課	保健の授業や、健康教室等で正しい知識と理解を深め、偏見や差別解消を図る指導を行った。	学習したことで偏見や差別意識が残らないよう、指導を行った。
正しい知識の普及 ハンセン病に対する	ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。			

重要課題 8. インターネットによる人権侵害

＜方針＞

- ① 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用の推進を図る。
- ② 個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図る。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応する。

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
利用モラルの向上に向けた教育・啓発の推進	情報教育を通じたメディア・リテラシーの育成を図る。	学校教育課	スマートフォンや携帯型ゲーム機等を介したインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携を深めながら情報モラルの指導の徹底を図った。それと合わせて、教職員の情報モラルの指導力向上を図るための公開授業を行い、取組を他の学校へも広めた。	全校にて情報モラル教育を教育課程に位置付け、スマートフォン等を間違って使えば人権を侵害することになることを学習する機会を設定した。
	学校教育や生涯学習における啓発活動や講座・講演会等を推進する。		インターネットの利用方法の注意事項等をまとめた「ネット利用の当たり前 4つの大丈夫？」(H29.1 作成)のリーフレットの活用を図った。それにより児童生徒ならびに保護者を巻き込んで、家庭での約束づくりをとおして、インターネットを安心・安全に使用していけるように啓発を行った。	リーフレットにより、相手の人権に配慮した使い方をすることが大切であることを示した。
差別的表現への対応	法務局等関係機関との連携を図る。	市民協働推進課	インターネット上の差別的表現について把握した場合、宇都宮地方法務局に報告し対応を依頼することとしている。H30 の差別的表現の報告は 0 件。	法務局および人権擁護委員との研修等に参加し、情報共有を行っている。

重要課題 9. その他の人権問題

<方針>

- ① 性的マイノリティ(LGBT・性同一性障がい者等)の方
- ② 被災時(あるいは避難所で)、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方
- ③ 福島第1原子力発電所事故により被災された方
- ④ 犯罪被害者やその家族
- ⑤ 刑を終えて社会復帰した人やその家族

これらの人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組む。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努める。

施策	内容	担当課	H30 実績 (現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進	誤解や偏見を解消し、人権意識を持つ自立した人間形成を目指して、上記①～⑤の人権問題において、正しい理解を深めるための研修機会の提供や啓発活動を推進し、配慮した対応に努める。	市民協働推進課	男女共同参画啓発パネル展(6/1～29)を開催し、LGBT について取り扱ったものを展示した。 会場：下野市庁舎・南河内図書館・石橋図書館 広報しもつけ6月号において、性の多様性に関するコラムを掲載した。	パネル展の感想ノートにより市民の感想を共有できるようにし、コラムにて実施の様子や展示内容に関して取り上げた。 参加者の感想ノートには、会場のシールアンケートにLGBT への配慮を求める旨のコメントが見られたため、次年度開催時検討する。
		全課 (生涯学習文化課)	市民人権講座(全4コマ)のうちの1コマで講師に日本LGBT協会理事の加藤 幹保氏を招き、「自分らしく生きる～性別違和を乗り越えて～」というテーマで講座を開催。 実施日：12/4(火) 参加者数：36名 人権教育講演会を開催。 主催：下野市・下野市教育委員会 日時：12/1(土) 演題：命と人権の重さを測る 講師：江川 紹子氏(ジャーナリスト) 対象：人権擁護・人権推進審議会・民生・教育・社会教育・公民館運営審議会・図書館協議会・ふれあい学習推進協議会の委員、PTA 会員、学校教職員、一般市民、行政職員 計230名	LGBT への理解を深めるとともに、みんなが住みやすいまちづくりを目的として、市民の人権意識の向上のための学習機会の提供を目的とした。 最近の社会課題となっている人権問題に焦点を当てた。 講演の中で、事件・犯罪等のさまざまな社会問題に関する人権意識や、メディアの扱う情報等について取り上げた。
		社会福祉課	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に参加し、市内3駅周辺の街頭で啓発運動を実施。 実施日：7/3(火)～5(木)	H29 設立の下野市社会を明るくする運動推進委員会を中心として、更生保護の理解を深めるとともに、青少年非行・犯罪の防止に取り組んだ。
		全課 (学校教育課)	中学校社会科(公民的分野)で「新しい人権」に関する内容を取り扱い、理解を深めた。	「基本的人権の尊重」とともに「公共の福祉」についても考えさせ、様々な視点から人権擁護について考えさせた。